

2006年3月1日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長 中谷 比呂樹 殿

社団法人日本てんかん協会
会長 鶴井啓司

障害者自立支援法施行に伴う第三次要望

第30回社会保障審議会障害者部会などで示された方向について、下記の通り要望します。

記

報酬単価を現行水準以上とすること。

非雇用型の目標工賃の設定を最低賃金の1/4とすること。また、人数の基準を10人とすること。

行動援護の対象にてんかんの人を含むように明記すること。

居宅介護の対象としてもてんかんの人を含むように明記すること。

平均工賃については、障害程度などを配慮したものとして、一律規定をしないこと。

地域移行型ホームをやめること。

住居単位の人数で、既存施設利用人数の20人などは新たな入所施設になるので、上限を10人とすること。

グループホーム入居数は単身も認めること。

グループホームの合計単位を5人以上とすること。

グループホーム利用者について日中のホームヘルプサービス利用を認めること。また、行動援護も利用できるようにすること。

成年後見人制度の対象で、「身寄りのない」という限定を撤廃すること。

個別給付事業の対象を小規模授産施設10人以上とすること。

就労移行支援を多面的に行うため、地域活動センターに就労支援事業を追加し、加算すること。

就労継続支援事業の報酬単価は、利用年月による減額などはしないこと。

小規模作業所の非雇用型移行を明記すると共に、実態に即した制度にすること。

地域活動センター 型の補助金総額が、現行を下回らないように文書化すること。

現行通所施設にある20人定員単価を、新事業において創設すること。

現行通所授産施設は、直接支援職員7.5：1の配置に加え作業開拓指導員が配置され、施設長は常勤とされている。就労継続支援（非雇用型）事業における配置は10：1であり、就労継続支援（非雇用型）事業は、重要な事業を担うものであり、人員増を図ること。

工賃については、働く意欲をそぐことがないよう、現行工賃控除（年額28.8万円）をすること。

障害程度の判定について詳しく説明をすること。

半年間以上の様子を把握して判断するということになっているが、どのように情報を得るのかまで記載すること。

日常生活動作中心で、てんかんは不利であり、精神障害者・知的障害者についての見直しをすること。

例えば、金銭管理など、どのように判断するのかなど今の基準では実態にそぐわない。

調理についても、発作が怖くて〔火災になりそうになったなどの経験で〕できる人も、「できない」ことがあるが、それも含むのかどうか。

マンツーマン方式で、単身者を訪問して、客観的な聞き取りが可能なのか。

立位保持などで、精神障害者の場合のことが記載されているが、ほとんど意味がない記載であり、ADL中心の判定に無理して合わせているとしか理解できない。

電話の利用はてんかんや精神障害者・知的障害者にどのような意味があるのか。そのことをどのように判定に組み入れるのか。

以上

事務局 〒162-0051

東京都新宿区西早稲田2-2-8、4F

T E L 03-3202-5661

F A X 03-3202-7235